

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和6年11月20日 第182号

自治会長ならではの体験

今年度自治会長をやっております。平日に会議や説明会が組まれていたり、募金の取りまとめや班長への回覧物の配布など、思っていたよりも大変でした。でも今年1年だけですし、せっかくやるなら一生懸命にやろうと、出来るだけ行事には参加しています(視察旅行は断りましたが)。先日、消防団の通常点検というものの見学に行ってきました。約90人の自治会長が来賓として招待されたのですが、来たのは私ともう1人だけ。これでは消防団の方に申し訳ない。



ちょっとテンション上がりますね。

「消防手帳の点検」というのは予想外でしたが、制服や消防車の点検など、想像していたよりもはるかにきっちりされていて、放水も間近で見学させていただきました。式典もかなり時間をかけて練習したのだと思います。本当にお疲れ様でした。

もう1つ、選挙の立会人というものをやりました。投票所で投票用紙を渡す人では無く、投票箱の前に

数人座って、投票後にお互いに何となく会釈しちゃうあの中の1人になりました。一体誰なんだろうと昔から疑問だったのですが、主には近所の自治会長だったのです。ただ座っているだけなのですが、当然スマホも触れないし眠ることもできず、結構疲れます。今度選挙に行ったら、ぜひあの席の皆さんに「ご苦労様です」と声をかけてあげて下さい。喜ばれます。



投票所は撮影できないので、点検風景。



一番できの良かった一本です。

我が家の畑
ブロッコリーの収穫が始まりました。葉っぱを虫に多少食われても、ちゃんど立派に収穫できるのいいですね。キヤベツ、白菜はポロポロに喰われており、果たして無事に収穫できるかどうか・・・。
タマネギの苗づくりはほぼ失敗。園芸店で苗を追加購入しました。
秋収穫のトウモロコシも今一つ。あまり大きくすることが出来ず、まともに食えることができたのは半分程度。害虫の被害は抑えられましたが、最後に油断してしまいました。

立ち作業の負担軽減対策

工場のライン作業や、工事現場における交通誘導作業、スーパーの会計作業など様々な場面で見られる「立ち作業」は、業務に集中しやすい、とっさに動きやすいといったメリットがある一方で、長時間持続的に行われると足腰等への負担が大きくなり、作業効率も落ちるといったデメリットもあります。従業員の負担を軽減するために、事業者として何ができるか、見てみましょう。



◆法律上の規定では

まず、労働安全衛生規則 615 条では、就業中にしばしば座ることのできる機会のあるときには椅子の備え付けを事業者が義務付けています。

「(立業のためのいす)第615条 事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中にしばしばすわることのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるいすを備えなければならない。」

必ずしも座って作業をすることを求めているものではありませんが、立ち作業にともなう従業員の足腰の負担を軽減するためには、作業時間の短縮やこまめな休憩の取得等を行うことや、作業中に座ることができる椅子を設置するなどの対策が考えられます。

◆企業の取り組み事例

厚生労働省のホームページに、産業ごとに各企業での「立ち作業の負担軽減対策の取組事例紹介」がされています。

【事例1】スーパーマーケットのレジ作業

軽く腰を掛けられる椅子を設置し、接客の合間などに座っての待機を可能にした。レジの足元にクッション性のあるマットを設置。レジ以外には、可動式の陳列棚の導入により、品出しの作業効率を上げるとともに、中腰姿勢の時間を削減。

【事例2】警備業

座ることで、疲労・ストレスの軽減、心拍数・血圧などの上昇の抑制、身体的な負担が軽減されるとの研究結果をもとに、座哨しての警備を実践。座哨警備を行う際には、事前に現場の責任者と話し合い、作業場所と警備の位置関係や交通量を確認、安全第一で実施。